

# 水道事業会計予算

## 平成29年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	26,671 戸
(2) 総 給 水 量	7,971,897 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	21,841 m <sup>3</sup>
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配 水 施 設 建 設 改 良 工 事	113,000 千円
(ロ) 上 水 道 拡 張 工 事	802,381 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,798,662 千円
第1項 営業収益	1,379,858 千円
第2項 営業外収益	418,801 千円
第3項 特別利益	3 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,626,014 千円
第1項 営業費用	1,552,427 千円
第2項 営業外費用	67,782 千円
第3項 特別損失	805 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額976,412千円は過年度分損益勘定留保資金976,412千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	157,048 千円
第1項 国庫支出金	22,501 千円
第2項 負担金	1 千円
第3項 繰入金	6,473 千円
第4項 出資金	53,570 千円
第5項 補償金	74,500 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,133,460 千円
第1項 建設改良費	132,391 千円
第2項 拡張費	825,927 千円
第3項 企業債償還金	174,142 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務はそれぞれ107千円及び87千円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 188,068 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、30,818千円と定める。

平成29年2月27日 提出

橋本市長 平木哲朗